

令和7年7月4日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、大成産業株式会社（所在地 青森県青森市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
大成産業株式会社	青森県青森市大字浜田字玉川262番地9

2. 指名停止措置期間

令和7年7月4日から令和7年10月3日まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業が下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役及び社員が、贈賄の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号（贈賄）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第4号>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内